## 不正競争防止法の一部を改正する法律案要綱

第 技術 的 制 限 手段  $\mathcal{O}$ 効果を妨げることにより 影像 の視聴等を可能とする機能を有する装置等の譲 渡等に

## 係る措置

不 正 競争の定義に、 技術的 制限手段の効果を妨げることにより影像の視聴等を可能とする機能を有す

る装 置等であって当該機能 以外の機能を併せて有するものを、 技術的 制 限手段の効果を妨げることによ

り 影 像  $\mathcal{O}$ 視聴等を可 能とする用途に供するために譲 渡する行為等を追加すること。

第二条第一項第十号及び第十一号関係)

不正  $\mathcal{O}$ 利 益を得る目的 で、 又は営業上技 術 的 制 限 手 ・段を用 V) て 7) · る者 に 損 害を 加 える 目 的 で、 第二条

第一 項第十号又は第十一号に掲げる不正競争を行った者は、 五年 以下 の懲役若 しくは五 百 万 円 以 下  $\mathcal{O}$ 罰

金に処し、又はこれを併科することとすること。

(第二十一条第二項第四号関係

第二 刑事訴訟手続における営業秘密の適切な保護に係る措置

裁判 所 は、 第二十一条第 項 の罪 E . 係る事: 件等を取 り扱う場合にお いて、 被害者等か 5 営業 秘 密を

構 成す る情報の全部 又は 部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくな 7 旨  $\mathcal{O}$ 申

出 が あるときは、 その範 囲 を定めて、 当該 事 項を公開 0 法廷で明らかに しない旨 の決定 (以 下 秘 置決

定」という。)をすることができることとすること。

、第二十三条第一項及び第三項関係

裁 判 所 は、 秘匿 一決定を した場 一合に お いて、 必要が、 あると認めるときは、 営業 秘 密 構 成 情 報 特 定 事 項

秘 匿 |決定により公開の法廷で明ら かにしないこととされた営業秘密を構成する情報 の全部 又は 部 を特

定させることとなる事項をいう。 以下同じ。) に係る名称その他の表現に代わ る呼称その 他  $\mathcal{O}$ 表 、現を定

めることができることとすること。

三

(第二十三条第四項関係

裁 判 長 ムは、 秘匿 決 定が あ 0 た場合に お į١ て、 訴 訟 関 係 人のする尋問 等が 営業 秘 密 構 成 情 報 特 定 事 項 12

わ たるときは これ を制 限することに により、 犯罪  $\mathcal{O}$ 証 明 に 重大 な支障を を生ず る お そ れが あ る 場 合 又 は 被

告 人 0 防 御 に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、 当該尋問等を制限することができるこ

ととすること。

(第二十五条第一項関係)

兀 裁 判 所 は、 秘匿決定をした場合において、 証人等 の尋問若 しくは供述又は被告人に対する供 述 を 求

る行 為若 しく 、は被告・ 人  $\mathcal{O}$ 供 述 がが 営業秘 密 構 成 情 報特 定 事 項に わ たり、 か つ、 これ が 公開  $\mathcal{O}$ 法 廷 で 明 6 か

にされることにより当該 営業秘 密に基づく被害者等 0 事 業 活 動 に著 L 1 支障を生ず るお そ れ が あ

れを防止するためやむを得ないと認めるときは、 公判期日外において当該尋問又は被告人の供述を求め

る手続をすることができることとすること。

(第二十六条第一項関係)

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

とすること。

関係法律について所要の改正を行うこと。

第四 附則 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること

(附則第二条から第五条まで関係)

附

則第一条関係)